

国税通則法「改悪」案

臨時国会で
成立せらるう

納税者の権利を脅かす内容が

民・自・公3党合意で一気に成立狙う

民主、自民、公明の3党は10日、臨時国会で法人課税と国税通則法の成立で合意しました。民主党政権は、「納税者の権利憲章」制定を投げ捨て、税務署の課税権を強化する国税通則法の「改悪」案を提案しています。3党合意で一気に成立が現実味を帯びています。改悪法が成立すると恐るべき税務調査が横行しかねません。こんな改悪は絶対許せません。

税務調査やりたい放題

●帳簿を見せろ、提示せよ。断れば懲役、罰金

提出した帳簿は税務署が保管。返却の規定もありません。

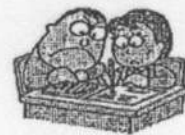
●調査期間を3年から⇒5年に延長

今でも5年の調査が横行。これでは7年分の修正や更正処分が普通になりかねません。

●全業者に記帳義務⇒消費税引上げへ

記帳を義務化する一方で、税務署の勝手な判断で推計課税ができる仕組み。狙いは消費税率引き上げの環境整備。簡易課税制度廃止、免税点の大幅引き下を睨んだもの。

その他●事前連絡はなしの無予告現況調査や、(お得意さんや銀行などの)反面の合法化、●修正申告の勧奨・強要も税務署が勝手にやれる規定まで盛り込まれています。今必要なことは「納税者の権利憲章」の制定です。



民主商工会

全国商工団体連合会
http://www.zenshoren.or.jp/

電話

〒

住所